ロ　国は、機関に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努める。
ハ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行おうとする者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努める。
ニ　国は、機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施する。
ホ　国は、機関に対する任意の調査等の結果、個々の機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該機関による支援体制の状況等を把握する。
二　認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項
イ　機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施にあたって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにする。
ロ　機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図る。
三　独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項
独立行政法人中小企業基盤整備機構は、機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行う。

第6　適用範囲

本指針の適用範囲は、日本標準産業分類に定めるもののうち、道路旅客運送業に関する内容であって道路運送法に基づく許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者とする。

○国土交通省告示第五百三十八号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第四条第一項の規定に基づき、マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針（平成二十六年国土交通省告示第千百三十七号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六　除却する必要のあるマンションに係る特別の措置に関する事項 1　管理組合等が取り組むべき事項 イ～ハ　（略） ニ　同一敷地に存する複数のマンションの全部について法第百二条第一項の認定がなされ、マンション敷地売却事業が予定されている場合において、法第百八条第二項第二号に規定する売却による代金の見込額は、当該複数のマンションにおいてそれぞれのマンションごとに設立されるマンション敷地売却組合間の衡平を害しないよう適切に定める必要がある。 ホ・ヘ　（略） 2　買受人等が取り組むべき事項 イ・ロ　（略） ハ　同一敷地に存する複数のマンションの全部について法第百二条第一項の認定がなされ、マンション敷地売却事業が予定されている場合において、法第百十条に規定する買受計画の認定基準に基づき、マンション敷地売却事業が円滑かつ確実に実施され、かつ、各区分所有者の衡平を害しないよう、当該複数のマンション及びその敷地の全部について、単独で又は共同して、買受計画の認定を申請するよう努めることとする。 3　（略） 第七　マンション敷地売却事業その他の除却する必要のあるマンションに係るマンション敷地売却の円滑な実施に関する事項 1　マンション敷地売却組合等が取り組むべき事項 イ～ニ　（略） ホ　同一敷地に存する複数のマンションの全部についてマンション敷地売却事業が実施される場合において、各マンションのマンション敷地売却合意者は、マンション敷地売却事業の円滑かつ確実な実施のため、各マンションごとにマンション敷地売却組合を設立し、相互に連携する必要がある。	第六　除却する必要のあるマンションに係る特別の措置に関する事項 1　管理組合等が取り組むべき事項 イ～ハ　（略） ニ～ホ　（略） 2　買受人等が取り組むべき事項 イ・ロ　（略） （新設） 3　（略） 第七　マンション敷地売却事業その他の除却する必要のあるマンションに係るマンション敷地売却の円滑な実施に関する事項 1　マンション敷地売却組合等が取り組むべき事項 イ～ニ　（略） （新設）